

シンガポール共和国

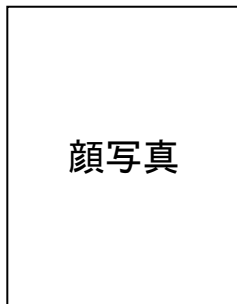
シンガポール市民証書（抄訳）

氏名：_____

次に掲げる人定事項を有する上記の者については、シンガポール共和国憲法第_____条第__項の規定に基づく、（ 血統 ・ 登録 ）によるシンガポール共和国市民であることを証明する。

また、西暦_____年____月____日から西暦_____年____月____日まで、上記の者は、国籍放棄、忠誠及び忠義の宣誓を行う必要がある。

市民証書番号：_____



出生地：_____

生年月日：西暦_____年____月____日

西暦_____年____月____日付け

市民登録官氏名：_____

翻訳者氏名：_____